

○対象地域

館山市内全域

○対象農用地

次の要件に該当する農業振興地域の農用地であることが条件となります。

- ①田は1/20以上、畑は15度以上の急傾斜農用地。
- ②田は1/100以上、畑は8度以上の緩傾斜農用地。
- ③5年間の最低限の農業生産活動の実施。
- ④集落においては、農業振興地域の農用地区域内1ha以上の一団の農用地。
(ただし、共同取組活動が行われる農地であれば、1ha未満の団地や飛地等でも複数の団地面積の合計が1ha以上あれば可)
- ⑤個人においては、上記①または②の要件を満たす農用地を有する者と最低5年以上の利用権設定等を締結、もしくは締結予定の農用地。

○対象行為

協定に基づき5年間以上の継続される農業生産活動など。

農業生産活動とは、耕作及び適切な農用地の維持管理や水路、農道等の管理及び多面的（公益的）機能を増進する活動をいいます。

○対象者

- ①集落協定に基づき、5年以上継続して農業生産活動等を行う者。

ただし、交付金の申請等は集落の代表者が行い、交付金の用途としては原則的に1/2以上を農家の方々に個人配分していただくこととしておりますが、協定の内容によっては集落の共同取組活動に充てることも可能です。

- ②個別協定に基づき、5年以上継続して農業生産活動等を行う認定農業者。

※ただし、上記対象者には、農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労一人当たりの平均所得を上回る者を除きます。

○交付単価

10a当たりの交付単価は下記のとおりです。

協定に基づき、5年以上継続される耕作放棄の防止や水路、農道の管理活動など国土保全機能を高める活動や自然生態系の保全に資する取り組みなど、公益的機能を増進する活動には8割単価となります。

これらの上記の活動に加え、生産性・収益性向上、担い手育成、多面的機能の発揮、集落営農組織化、担い手を集積化する活動には通常単価となります。

ただし、耕作放棄地の発生など、協定に違反した場合には、協定締結初年度に遡り交付金の返還となります。

地目	区分		通常単価	8割単価
田	急傾斜	1/20以上	21,000円	16,800円
	緩傾斜	1/100以上 1/20未満	8,000円	6,400円
畑	急傾斜	15度以上	11,500円	9,200円
	緩傾斜	8度以上 15度未満	3,500円	2,800円

○令和7年度の実施状況

令和7年度の実施状況は、集落協定を締結した集落が神余地区の加藤集落、久所集落、鴨田集落、畑中集落、九重地区の横枕集落、田辺集落です。個別協定については1協定ありました。詳細については下記のとおりです。

	協定名	農家戸数	面積 (㎡)			金額 (円)			協定による農業生産活動実施状況
			急傾斜	緩傾斜	合計	急傾斜	緩傾斜	合計	
《集落協定》	加藤	41	0	65,989	65,989	0	422,329	422,329	・農用地の適正な維持・管理 ・水路及び農道等の共同管理 ・農地と一体となった周辺林地の整備
	久所	28	0	120,082	120,082	0	768,524	768,524	・農用地の適正な維持・管理 ・水路及び農道等の共同管理 ・農地と一体となった周辺林地の整備
	鴨田	9	0	21,779	21,779	0	139,382	139,382	・農用地の適正な維持・管理 ・水路及び農道等の共同管理 ・農地と一体となった周辺林地の整備
	畑中	10	0	30,267	30,267	0	193,711	193,711	・農用地の適正な維持・管理 ・水路及び農道等の共同管理 ・農地と一体となった周辺林地の整備
	横枕	24	0	156,229	156,229	0	999,865	999,865	・農用地の適正な維持・管理 ・水路及び農道等の共同管理 ・鳥獣被害を防止するための活動 ・農地と一体となった周辺林地の整備
	田辺	20	0	132,843	132,843	0	850,195	850,195	・農用地の適正な維持・管理 ・水路及び農道等の共同管理 ・鳥獣被害を防止するための活動 ・農地と一体となった周辺林地の整備
	小計	132	0	527,189	527,189	0	3,374,006	3,374,006	
《個別協定》	B	1	1,772	34,099	35,871	37,212	272,792	310,004	・農用地の適正な維持・管理
	小計	1	1,772	34,099	35,871	37,212	272,792	310,004	
	合計	133	1,772	561,288	563,060	37,212	3,646,798	3,684,010	